

# いじめ防止基本方針

## 1 目的

いじめの未然防止やいじめを受けた生徒への相談・支援、いじめを行った生徒への指導など、いじめの解消、防止に係る対策を総合的かつ効果的に推進することを目的として、「いじめ防止対策推進法」第13条、第22条および玉名市いじめ基本方針に基づいて、本基本方針を策定するものとする。

## 2 いじめの定義

いじめは児童生徒に対して、一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）で、対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法 第2条1項）

## 3 いじめの基本認識

- (1) いじめは、校内外を問わず全ての生徒に関係する問題であり、いじめを認識しながら放置することは絶対にあってはならない。
- (2) いじめは、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす、絶対に許されるべきではない卑怯な行為であり、どの生徒にも起こりうる行為である。
- (3) いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長や人格の成長に重大な影響を与えるもので、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。  
以上の基本認識に立ち、本基本方針を推進する。

## 4 いじめ防止の基本理念

いじめが行われることなく、すべての生徒が安心して楽しく充実した学校生活を送ることができるよう、学校全体でいじめの未然防止、早期発見、さらにいじめが疑われる場合は、適切かつ迅速に保護者や関係機関と緊密な連携を図り対処するとともに、事故の再発防止に努める。

## 5 組織

いじめ防止のため次の組織を置く。

### (1) 校内いじめ防止対策委員会

【委員】校長、教頭（情報集約担当者）、教務主任、学年主任、生徒指導主事、養護教諭、SC、その他校長が必要と認める者

【開催】毎週1回を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。ただし、日常のいじめ防止対策委員会は、運営会議、生徒指導部会で兼ねるものとする。

### (2) 校区いじめ対策委員会

【委員】学校運営協議会委員、生徒指導主事、養護教諭、スクールカウンセラー、その他校長が必要と認める者

【開催】定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。定例会は、学校運営協議会が兼ねるものとする。

## 6 いじめの未然防止およびいじめに対する取組

### (1) いじめを未然に防止する体制及び取組

- ・日常の観察、生徒を語る会、教育相談、生徒指導部会、学年会、運営会議など
- ・生徒総会、校内人権集会（年2回）
- ・校内人権教育研修会の実施と学校における言語環境の整備
- ・教育相談、心のアンケート、心のケアアンケート「タマにやんチェック」などによる状況把握

### (2) いじめを受けた生徒・保護者及びいじめを行った生徒保護者に対する措置

- ・いじめ相談を受けた場合は速やかに事実の有無の確認を行う。
- ・いじめが確認された場合には、即座にいじめを解消し、いじめを受けた生徒や保護者への緊密な支援を行い、いじめを行った生徒や保護者に対しては指導助言を継続的に行い、再発防止に努める。  
※いじめが「解消している」とは、「いじめに係る行為が止んでいる（少なくとも3か月が目安）ことと、被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと」の2つの要件が満たされている状態をいう。
- ・いじめを受けた生徒が安心して学校生活を送るため必要な状況が生じた場合は、保護者と連携を図りながら一定期間家庭学習及び別室で学習させる措置を講じる。
- ・犯罪行為として取り扱われるべきいじめの事案については、教育委員会及び所轄の警察署など関係機関と連携して対処する。

## 7 重大が発生した場合の対応

生命、心身及び財産に重大な被害が生じた疑いや相当期間欠席を余儀なくされている疑いがある場合は、以下の措置を講じる。

- (1) 重大事態が発生した場合は、玉名市教育委員会へ速やかに報告する。
- (2) 校区いじめ対策委員会および校内いじめ防止対策委員会を至急招集し、状況の説明と今後の対応について協議する。
- (3) 重大事態に対処し、及び同種の事態の発生の防止に資するために速やかに適切な方法により、上記委員会を中心に事実関係を明確にするための調査を行う。
- (4) 調査を行った時には、当該調査に係るいじめを受けた生徒及びその保護者に対し必要な情報を適切に提供する。
- (5) 犯罪行為として取り扱われるべきいじめは、教育委員会及び所轄警察署と連携して厳正に対処する。

## 8 評価と改善

生徒の実態(いじめの発生件数、学年別、男女別等)から、取組の状況を評価し、常に取組の改善に努める。また、本基本方針についても、執行状況を踏まえ、年度末に毎年見直すものとする。

\*令和2年12月改訂